

初山別村有害鳥獣捕獲従事者育成支援事業助成金交付要綱

平成30年3月23日

初山別村訓令第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農林水産物への被害及び人的被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲に従事する者に対し、狩猟免許取得及び銃の所有に係る必要な費用の一部を予算の範囲内において助成するため、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有する者で、かつ、申請時において村税等に未納のないものであること。
- (2) 北海道猟友会羽幌支部初山別部会に所属し、初山別村鳥獣被害対策実施隊に委嘱され、有害鳥獣の駆除活動に継続的に従事できる者。

(助成対象経費及び助成金の額)

第3条 助成金の交付の対象となる経費及び助成金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、有害鳥獣捕獲従事者育成支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 取得した狩猟免許状及び銃砲の所持許可証の写し
- (2) 前条に定める経費に要した領収書
- (3) 北海道猟友会羽幌支部初山別部会に加入していることを証する書面

(助成金の交付決定)

第5条 村長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等について審査し、適当と認めたときは助成金の交付決定を行い、その旨を有害鳥獣捕獲従事者育成支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 前条の決定を受けた申請者は、有害鳥獣捕獲従事者育成支援事業助成金請求書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 村長は、前条の規定に基づき助成金の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、村長は助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) 虚偽の申請等、不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に定める事項に違反したとき。

(財産の処分)

第9条 申請者は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間内において処分しようとするときは、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。この場合において村長は、申請者に対し、当該承認に係る資産処分等により収入があったときは、その収入の全部又は、一部を村に納付させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日 訓令第16号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月16日 訓令第2号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月15日 訓令第8号）

この訓令は、交付の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

区 分	助成対象経費	助成金額
狩猟免許	予備講習受講申請料	助成対象経費の実費額。 ただし、講習会及び試験会場までの交通費については、自宅から会場までの往復分とし、公共交通機関の場合は実費、自家用車等の場合は最短往復距離（1キロメートル未満切り捨て）1キロメートル当たりを職員の旅費に関する条例（昭和44年初山別村条例第28号）第18条第1項で定めた額で積算した額とする。
	狩猟免許試験受講申請料	
	精神鑑定診断書料	
	講習会及び試験会場までの交通費	
銃砲所持許可 （新規）	初心者講習受講料	
	射撃講習資格認定申請料	
	精神鑑定診断書料	
	火薬類譲り受け許可申請料	
	射撃講習受講料	
	銃砲刀剣類所持許可申請料	
	教習用射撃用実包購入費	
	戸籍抄本交付手数料	
	住民票交付手数料	
	身分証明書交付手数料	
	講習会会場までの交通費	
銃砲所持許可 （更新）	経験者講習受講料	
	射撃講習受講料	
	銃砲刀剣類所持許可申請料	
	精神鑑定診断書料	
	戸籍抄本交付手数料	
	住民票交付手数料	
	身分証明書交付手数料	
猟銃等の購入 （新規）	散弾銃（スコープ、銃ケース等の付属品を含む。）	助成対象経費の実費額。（上限50万円） 助成金の交付は、一人につき一回限りとする。ただし、銃の購入については、銃種ごとに一回とする。
	ライフル銃（スコープ、銃ケース等の付属品を含む。）	
	ガンロッカー	
	装弾ロッカー	

様式第 1 号（第 4 条関係）

有害鳥獣捕獲従事者育成支援事業助成金交付申請書

年 月 日

初山別村長 様

住 所

氏 名

印

下記の金額を交付願いたく、初山別村有害鳥獣捕獲従事者育成支援事業助成金交付要綱第 4 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金申請額 円

2 助成対象経費

区 分	金 額
狩猟免許	円
銃砲所持許可（新規）	円
鉄砲所持許可（更新）	円
猟銃等の購入（新規）	円
計	円

3 添付書類

- （１）取得した狩猟免許状及び銃砲の所持許可証の写し
- （２）経費に要した領収書写し
- （３）猟友会に入会したことを証する書面

4 本人同意事項

私は、本助成金の交付審査に必要な事項として、村税等収納状況、住民登録について、担当職員が確認することに同意します。

氏 名

印

様式第2号（第5条関係）

有害鳥獣捕獲従事者育成支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日

様

初山別村長

年 月 日申請ありましたこのことについて、初山別村有害鳥獣捕獲従事者育成支援事業助成金交付要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

1 助成金交付決定額 円

様式第3号（第6条関係）

有害鳥獣捕獲従事者育成支援事業助成金請求書

年 月 日付けで助成金交付決定のあった初山別村有害鳥獣捕獲従事者育成支援事業助成金として、下記のとおり請求します。

請求額 円

振込先

金融機関名

預金種目

口座番号

口座名義（ふりがな）

年 月 日

住 所

氏 名

印

初山別村長 様